

# 不動産競売事件添付書類等一覧表

広島地方裁判所福山支部不動産執行係

TEL 084-923-2825 FAX 084-923-3008

令和元年10月1日改訂

## 費用

1 民事執行予納金	原則として50万円 ※事案に応じて個別に算出した金額を加算することがあります。 申立後に、保管金提出書(民事執行予納金の納付関係書類)を送付しますので、 <b>返信用封筒(長形3号で84円切手を貼付したもの又は料金受取人払のもの)</b> を提出してください。
2 申立手数料 (収入印紙)	【強制競売の場合】請求権1個につき4,000円(請求権の数は債権者・債務者間の法律関係による。) 【担保不動産競売の場合】担保権1個につき4,000円(共同担保は1個と数えます。)
3 登録免許税 (差押登記用)	【強制競売の場合】請求債権のうち元金、確定利息及び確定損害金の合計額(1,000円未満切捨て) 【担保不動産競売の場合】同上(根抵当権の場合は、 <b>極度額を限度</b> とする。) 上記の金額の1,000分の4(100円未満切捨て)に相当する額の収入印紙又は領収証書(税務署・日本銀行取扱銀行・郵便局で現金納付した場合)

※開始決定は、上記1～3の費用全てが予納された後になります。

## 提出書類

<p><input type="checkbox"/> 申立書(A4判・縦位置・横書き) ※当事者目録には、当事者の郵便番号、申立債権者の電話番号とFAX番号、送達場所を明記してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 目的物件の登録全部事項証明書又は登記簿謄本(発行後1か月以内のもの)【原本1部、コピー2部】 ※インターネット上で取得した登記情報は不可です。 ※登記事項証明書は全部事項の証明書が必要です。 一部事項の証明書や現在事項全部証明書、登記事項要約書では提出されたことになりません。 ①物件が土地・建物の一方のみの場合→他方の登記全部事項証明書も必要 ②物件が敷地権付区分所有建物の場合→敷地である土地の登記全部事項証明書も必要 ③共同担保の場合、共同担保目録も記載されている証明書を提出してください(1筆分で可)。</p> <p><input type="checkbox"/> 目的物件の固定資産税公課証明書【原本1部、コピー2部】 ※租税(税金)その他の公課の額が記載されたものがが必要です。評価額のみのもものは不可です。 ※非課税の物件については非課税証明書を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 当事者(申立債権者、債務者及び所有者全て)の資格証明書(法人の場合)又は住民票(個人の場合) ※住民票は、マイナンバーの記載がないもの(マスキング不可)【原本1部、コピー1部】 ①発行後1か月以内のものにしてください(申立債権者については3か月以内のものでも可)。 ②債務者・所有者が法人の場合は履歴事項全部証明書を提出してください。 ③登記や債務名義上の住所・氏名・法人名に変更がある場合は、現在までの履歴がわかるもの(法人:閉鎖登記簿謄本、個人:住民票の除票、戸籍(除籍)謄本等)も提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 特別売却に関する意見書(申立書冒頭に記載して代えることも可)</p> <p><input type="checkbox"/> 評価命令同時発令に関する同意書(申立書冒頭に記載して代えることも可)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求債権目録(担保権・被担保債権・請求債権目録)【コピー1部】</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産登記法14条地図(又は公図)、地積測量図、建物図面、各階平面図【各3部(コピー可、縮小不可)】 ※法務局に備え置きのないものについては、その旨の上申書を提出してください(申立書への記載も可)。</p> <p><input type="checkbox"/> 現地案内図【2部(物件ごとに目印)】</p> <p><input type="checkbox"/> 「競売事件の進行に関する報告書」【2部】</p>
--

## 必要に応じて提出する書類

<p>【強制競売の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 執行力のある債務名義の正本及び送達証明書(コピーは不可)</p> <p><input type="checkbox"/> 仮差押の本執行移行の場合、その旨を記載した書面(申立書への記載も可)、仮差押決定正本の写し</p> <p>【形式競売の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書【原本1部、コピー2部】</p> <p>【代理人により申立てをする場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人許可申請書(手数料-収入印紙500円)、委任状、本人と代理人の関係を証する書面(社員証明等)</p> <p>【目的物件に税務署・県税事務所・市町村等の差押登記がある場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 競売手続続行決定申請書の正本及び副本 各1通</p> <p>【利息・損害金の計算方法を明確にする必要がある場合(申立書に引用しない場合)】</p> <p><input type="checkbox"/> 計算書</p>
---